

## 宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、商店街活動における新たな担い手や中心人物の創出を図るため、商店街団体や若手・女性商業者グループが行う実践活動等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「商店街」とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらが何らかの組織を形成しているものをいう。

2 この要綱において「商店街団体」とは、商店街を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等法人格を有するもの又は法人化されていない任意団体で、規約等により代表者の定めのあるものをいう。

3 この要綱において「商業者」とは、小売業、サービス業等を営む中小企業者をいう。

4 この要綱において「若手・女性商業者グループ」とは、3名以上の若手（おおむね45歳までの者）又は女性商業者で構成され、若手又は女性商業者が構成員の過半数を超え、かつ代表者となるグループをいう。

### (交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - イ 経費の配分の変更のうち、補助金額に変更がない場合又は補助金額の20%以内の減額となる場合
  - ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。  
2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第6第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。  
2 知事は、前項の規定により報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月5日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

## 別表

区分	内容
補助対象事業	<p>1 トライアル事業 商店街や地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、若手・女性商業者グループが主導し、新たに企画して実践する商店街や地域商業活性化のための事業 (例)・共通デザインによる景観形成(看板、垂れ幕の作成等) ・観光客やインバウンド向け商店街マップの作成 ・まちゼミ、夜市、シャッターアート展等のイベント</p> <p>2 魅力発信事業 若手・女性商業者グループを形成することが困難な地域において、商店街団体がまちづくり会社、特定非営利活動法人等、外部機関と連携し、商店街を含む地域の魅力を発信する事業 (例)・SNSを活用したイベント情報、個店の魅力、空き店舗情報等の発信 ・PR動画の作成 ※事業の実施に当たり、県が開催する事業報告会への参加を必須とする</p>
補助対象者	<p>1 トライアル事業 商店街団体(若手・女性商業者グループが主導するものに限る)、任意の若手・女性商業者グループ</p> <p>2 魅力発信事業 商店街団体(仙台市中心部の商店街を構成する団体は除く)</p>
補助対象経費	<p>1 謝金(外部専門家、講師等への謝金)</p> <p>2 旅費(外部専門家、講師等への旅費)</p> <p>3 賃金(事業運営のために雇用するアルバイト等への賃金) ※関係者(補助事業者の構成員、従業員、家族等)に支給するものは除く</p> <p>4 消耗品費(事務用品、材料、ソフトウェア等の購入費用)</p> <p>5 印刷製本費(パンフレット、チラシ等の印刷費用)</p> <p>6 通信運搬費(電話、インターネット通信、郵便、運送等の費用)</p> <p>7 広告料(広報誌等への掲載費用)</p> <p>8 委託料(補助事業者において実施困難な業務を外注する費用)</p> <p>9 使用料及び賃借料(会場使用料、事務機器リース料、ソフトウェア利用料等)</p> <p>10 その他事業を実施する上で必要と認められる経費</p>
補助率及び補助限度額	定額(上限300千円、下限200千円)

様式第1号

令和 年度宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金  
交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年度において、宮城県商店街NEXTリーダー創出事業を下記により実施したい  
ので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補  
助金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の区分 トライアル事業 ・ 魅力発信事業  
※該当事業を○で囲むこと

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容及び補助事業に要する収支等  
別紙1「事業計画書」及び別紙2「収支予算書」のとおり

4 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5 関係書類

- (1) 事業計画書 (別紙1)
- (2) 収支予算書 (別紙2)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- (4) 納税証明書 (県税)
- (5) その他知事が必要と認める書類

## 事業計画書

## 1 事業者の概要

商店街団体 (※)	団体名:	代表者名:
	設立年月日:	組合員(会員)数:
若手・女性商 業者グループ	グループ名:	代表者名:
	設立年月日:	構成員数:

(※) 商店街団体が補助事業者となる場合に記載すること

## 2 事業の内容

事業名	
実施地域	①対象となる商店街等:
	②商店街、地域商業の概況 (業種構成、空き店舗状況、来街者の属性、人通り、課題や問題点等を記載)
	③これまでの主な取組 (これまで商店街や地域で行われてきた取組を記載)
	④活性化のために今後必要と考えられる事項 (実施する事業の内容に関わらず、概況とこれまでの取組を踏まえて網羅的に記載)
実施内容	(実施する事業について、具体的な内容を記載)

実施体制	(運営体制、企画検討の方法、主導するグループ以外の参加者、他の機関との連携等を記載)
期待される効果・目標	(実施の結果期待される効果や実施に当たっての目標、人材育成への取り組み等を記載)

### 3 実施スケジュール

実施項目 (具体的な項目ごとに記載)	スケジュール (各項目の実施月や頻度等を記載)

(※) 必要に応じて行を追加して記載すること

### 4 添付書類

- (1) 事業の対象となる商店街等の区域が分かる資料（地図等）
- (2) 事業者が商店街団体又は従来から設立されているグループである場合は、概要及び活動内容が分かる資料（定款、構成員名簿、事業報告書等）

5 若手・女性事業者グループの構成員

氏名	店舗等の名称	業種・業態	年齢	性別	所属する商店街団体等の名称	担当業務	NEXT リーダーセミナー 修了年度 ※該当者のみ記載

(※) 必要に応じて行を追加して記載すること



## 事業計画書

## 1 事業者の概要

商店街団体	団体名：	代表者名：
	設立年月日：	組合員（会員）数：

## 2 事業の内容

事業名		
実施地域	①商店街の概況 (業種構成、空き店舗状況、来街者の属性、人通り、課題や問題点等を記載)	
	②若手・女性商業者グループを形成することが困難な理由 (商店街の概況を踏まえて具体的な理由を記載)	
実施内容	(実施する事業について、具体的な内容を記載)	
連携する 外部機関	①名称：	②代表者名：
	③所在地：	
	④実施体制と役割分担 (運営体制、事業者と外部機関との役割分担等を記載)	

期待される 効果・目標	(実施の結果期待される効果や実施に当たっての目標等を記載)
----------------	-------------------------------

### 3 実施スケジュール

実施項目 (具体的な項目ごとに記載)	スケジュール (各項目の実施月や頻度等を記載)

(※) 必要に応じて行を追加して記載すること

### 4 添付書類

- (1) 事業の対象となる商店街の区域が分かる資料 (地図等)
- (2) 事業者の概要及び活動内容が分かる資料 (定款、構成員名簿、事業報告書等)

## 別紙2

## 収 支 予 算 書

(収入の部)

(単位：円)

区分	金額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

(支出の部)

(単位：円)

経費区分	内容	補助事業に要する経費 (※1)	補助対象経費 (※2)	積算基礎 (※3)
合計				

(※1)「補助事業に要する経費」とは、事業者が事業を行うために必要な経費をいう。

(※2)「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、補助対象となる経費をいう。

(※3)「積算基礎」には、補助対象経費の積算根拠を記載 (又は資料を添付)

様式第2号

令和 年度宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金  
計画変更承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県(商金)指令第 号で宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県商店街NEXTリーダー創出事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更後のその他の書類

様式第3号

令和 年度宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金  
計画中止（廃止）承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（商金）指令第 号で宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県商店街NEXTリーダー創出事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 今後の見通しと対策

4 関係書類

- (1) 事業経過報告書
- (2) 収支執行状況書

様式第4号

令和 年度宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金  
事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県(商金)指令第 号で宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県商店街NEXTリーダー創出事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の概要

2 関係書類

- (1) 事業実績書(別紙1)
- (2) 収支精算書(別紙2)
- (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

別紙1 (トライアル事業)

事業実績書

1 事業の内容

事業名	
実施地域	対象とした商店街等：
実施内容	(実施した事業について、具体的な内容を記載)
実施体制	(運営体制、企画検討の方法、主導したグループ以外の参加者、他の機関との連携等を記載)
事業効果・ 目標の達成 状況等	(事業の効果や目標の達成状況、今後の見込等について具体的に記載)

2 実施過程

実施項目 (具体的な項目ごとに記載)	実施過程 (各項目の実施月や頻度等を記載)

(※) 必要に応じて行を追加して記載すること

## 事業実績書

## 1 事業の内容

事業名		
実施内容	(実施した事業について、具体的な内容を記載)	
連携した外部機関	①名称：	②代表者名：
	③所在地：	
	④実施体制と役割分担 (運営体制、事業者と外部機関との役割分担等を記載)	
事業効果・目標の達成状況等	(事業の効果や目標の達成状況、今後の見込等について具体的に記載)	

## 2 実施過程

実施項目 (具体的な項目ごとに記載)	実施過程 (各項目の実施月や頻度等を記載)

(※) 必要に応じて行を追加して記載すること



## 収 支 精 算 書

(収入の部)

(単位：円)

区分	金額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

(支出の部)

(単位：円)

経費区分	内容	補助事業に要した経費 (※1)	補助対象経費 (※2)	積算基礎 (※3)
合計				

(※1) 「補助事業に要した経費」とは、事業者が事業を行うために必要であった経費をいう。

(※2) 「補助対象経費」とは、補助事業に要した経費のうちで、補助対象となる経費をいう。

(※3) 「積算基礎」には、補助対象経費の積算根拠を記載 (又は資料を添付)

様式第5号

令和 年度宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金  
概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県(商金)指令第 号で宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金の交付決定通知のありました宮城県商店街NEXTリーダー創出事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

区分	金額
補助金交付決定額	円
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

概算払が必要な理由

振り込み先

銀行		支店	
口座名義人			
<input type="checkbox"/> 当 座・ <input type="checkbox"/> 普 通	口座番号		

様式第6号

令和 年度宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金  
消費税及び地方消費税仕入控除額報告書

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

1 補助金額	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税 仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した補助金 に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(※) 別紙として積算の内訳を添付すること。